

有効期間 10年（令和13年12月31日まで）

令和3年12月23日

交通部高速道路交通警察隊長 様
各 警 察 署 長

交 通 部 長
(交通規制課)

個人又は団体等が公益性を有する行事を自主的に行う場合における道路使用許可申請等手数料の取扱いについて（通達）

道路使用許可申請に係る手数料については、「道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料の取扱いについて」（平成12年3月29日付け広交規第195号。以下「例規通達」という。）に基づき検討を行い、その徴収について判断してきたところである。

このうち、地域住民やボランティア団体等が交通安全活動や防犯活動等の行事を自主的に行う道路を使用して行われる公益性を有する行事については、社会情勢等の変化に伴い多種・多様化したことから、その判断基準を「個人又は団体等が公益性を有する行事を自主的に行う場合における道路使用許可申請等手数料の取扱いについて」（平成23年6月23日付け広交規第480号。以下「旧通達」という。）にて示していたところ、この度その一部を改正して次のとおり運用することとしたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本通達の発出をもって廃止する。

1 概説

公益性を有する行事（以下「公益行事」という。）とは、例規通達に示した体育奨励を目的としたマラソン又は駅伝競走をはじめ、道路において行われる慈善、福祉、治安その他公共に関する行事で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

2 公益性の判断基準

公益行事を判断するに当たっては、

- 県民の自発的で多様な活動を促進するものであるか
- 県民からの支持や支援を得られるものであるか

などについて検討する必要があることから、次の点に留意して総合的に判断すること。

(1) 行事の目的

公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものであること。

(2) 行事の主体

個人、団体等を問わない。

(3) 行事の対象

原則として、不特定かつ多数の者を対象とすること。

(4) 行事の内容

ア 個人や団体等が行う自発的な行事については、広く社会に利益をもたらすものであり、法令等を遵守して行われるものであること。

イ 行事の質を確保するために、行事に必要な知識、技術、知見等を備えている者が関与するなど適切な措置が講じられていること。

ウ 特定の個人又は団体等の特別な利益を図るものではないこと。

3 その他

(1) 公益行事の判断を行うに当たっては、具体的な計画等を確認する必要があるので、行事の内容によっては、その行事に関係する部門、部署等から意見を聴取すること。

(2) 日本赤十字社の献血活動に伴う道路使用許可については、公益行事を免除対象とする広島県警察関係手数料条例第4条第3号の適用によらず、同条例第4条第2号を適用して免除することとなることから、誤りのないようにすること。

(3) 公益性の判断について疑義がある場合は、交通部交通規制課と協議すること。

本件担当：交通規制課規制第一係

警電 [REDACTED]